

熊谷市障がい者支援計画（第6期）（案）に対する御意見と市の考え方

1 意見募集期間

令和3年1月22日（金）から2月12日（金）まで

2 意見の提出者数及び意見等件数

提出者数 6人

意見等件数 26件

3 意見の概要と市の考え方

該当箇所	意見の概要	市の考え方
全体	法律名・団体名は除外したとしても、「障害」は「障がい」と明記すべきだと考えます。	<p>全体としては、「目次」にありますように、固有名詞や法令等において「障害」と表記されているものを除き、「障がい」と表記することとしています。</p> <p>説明不足で申し訳ございませんでしたが、第2章3の関係法令の説明の中の表記に一部漢字を使用していますが、「法令等の表記」に含んでいます。</p> <p>他の方からの御指摘もありましたので、法令の説明の部分での漢字使用については、注釈を付して、使用させていただきます。</p>
第2章	P15 3 障がい者関係改正法令等	<p>「障害者」は「障がい者」に統一した方が良いのではないのでしょうか。あえて「障害者」としているのならば、理由を入れてはどうか。</p> <p>法令から抜粋して、項目を掲載しているため、「3 障がい者関係法令等」中の「障害」は、原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>※第2章3の表題の下に、注釈を付して、使用させていただきます。</p>

第2章	P23 (6)障害者雇用促進法 (平成25年改正) 市の対応及び相談窓口	職員採用の際の障がい者枠について、身体障がい者のみを対象としているのはなぜか。	市職員採用試験の障がい者枠については、昨年度から障害者手帳所持者(身体・療育・精神保健福祉手帳)に拡大しておりますので、そのような表記に修正いたします。
第3章	P31 1 第2次障がい者計画の取組状況	「個々の評価については資料編において掲載」とありますが、資料編のページ番号も入れてください。 また、基本方針ごとに内容をいくつか掲載するとわかりやくすなると思います。	御意見のとおり資料編のページ番号を掲載いたします。 また、基本方針ごとの円グラフの下欄に、内容を掲載いたします。
第4章	P45	基本方針1～4をわかりやすい別の言葉に変えてほしい。	基本方針のネーミングについては、第2次熊谷市障がい者計画を踏襲しています。推進の継続性を保持するため、原案のとおりとさせていただきます。
第5章	P52～83		この基本方針は、第4章3重点施策と密接な関連があるため、基本方針の後ろに重点施策の言葉を加えるなど、表記を追加いたします。
	P62 1 相談体制の整備	高次脳機能障がい者に対する相談支援体制の整備を図っていくことを計画に記してください。	障がい全般の第1次的な相談支援として、本市では、「熊谷市障害者基幹相談支援センター(くまさぼ)」が、障害福祉課窓口に併設されています。「1相談体制の整備」の施策No.33「基幹相談支援センター(くまさぼ)の充実」において対応することとし、原案のとおりとさせていただきます。

<p>第 5 章</p>	<p>P65 No.44 自立訓練(機能訓練・生活訓練)</p>	<p>脳卒中の後遺症で高次脳機能障がいとなった方が、介護保険サービスでのリハビリテーションだけでなく、障害福祉サービスでも、認知リハビリテーションを実施していくことを記してください。</p>	<p>P64「2福祉サービスの充実」では、高次脳機能障がいの方についても障害者総合支援法に基づく支援給付の対象であると記載しておりますが、介護保険サービス受給可能な方については、同様のサービスがある場合には、介護保険サービスを優先することになります。内容につきましては、原案のとおりとさせていただきます。</p>
	<p>P67 No.60 自作品の出店の機会の創出</p>	<p>公共施設内においても販売の機会を設ける支援をするべきではないか。</p>	<p>前計画の施策「障がいのある方の店への支援」において、公共施設内での販売スペースを検討してまいりましたが、安全面や集客数等の問題があり、実現しませんでした。これを踏まえ、内容を見直しましたので、原案のとおりとさせていただきます。</p>
	<p>P69 No.68 コミュニケーション支援事業</p>	<p>知的・発達・高次脳機能障がい等により意思疎通に支障がある方を対象とする支援を検討していくことを計画に記してほしい。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、「<u>意思疎通を図ることに支障がある障がい者の相談に応じ、必要な意思疎通手段の調整・充実に努めます。</u>」を追加し、全ての障がい者の意思疎通支援に努めてまいります。</p>
	<p>P69 No.70 移動支援事業</p>	<p>サービス提供事業所を増やしてほしい。</p>	<p>令和元年度で1事業所、令和2年度で3事業所を新たに登録し、現在37事業所となっています。</p> <p>「第6章 計画期間における目標及び見込量 2 障害福祉サービス及び地域生活支援事業の見込量」の2の9移動支援事業については、今後3</p>

第5章			年間で利用者の増加が見込まれるため、市内居宅介護事業所と協議を進め、増加に努めてまいります。
	P70 No.74 日中一時支援事業	サービス提供事業所について、入所施設だけでなく通所施設でも行ってほしい。また、送迎もお願いしたい。	<p>日中一時支援事業にかかるサービス提供事業所の不足については、障がい者団体からも意見・要望をいただいております。入所施設 14 施設に加え、令和元年度には通所の生活介護事業所 1 か所を新たに登録いたしました。引き続き、増加に努めてまいります。</p> <p>送迎につきましては、現行事業所との協議を進め、改善に努めてまいります。</p>
	P71 No.84 精神疾患の早期発見予防	脳卒中の後遺症で障がい者となった方が、高次脳機能障がいと診断され、障害福祉サービス利用につながるよう体制を整備することを、計画の中に記してください。	内容欄にあります「精神疾患」を「精神疾患（ <u>高次脳機能障がいを含む</u> ）」とし、早期発見・早期治療につなげられるよう関係部署・関係機関との連携に努めてまいります。
	P74 基本方針 3 すこやかに育むまちづくり	高次脳機能障がい児への支援体制の整備について、記してください。	<p>P80 特別な支援が必要な障がい児等に高次脳障がいのある障がい児が含まれていると認識しております。</p> <p>施策 No.115 「重症心身障がい児や医療的ケア児等への支援体制の確保」において対応することとし、原案のとおりとさせていただきます。</p>
	P77 No.100 障がいのある子どもの保育の充実	「一人一人に応じた保育が展開できるように努めます。」とあるが、具体的な施策をいれてください。	<p>いただいた御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。（修正前）</p> <p>「関係機関と連携を図りながら、子ども一人一人に応じた</p>

第 5 章		<p>保育が展開できるよう努めます。」 (修正後) 「<u>引き続き、関係機関と連携を図りながら、配慮が必要な児童に対して適正な保育を行うため、公認心理士等による保育所等への巡回相談のほか、加配保育士の活用等により、子ども一人一人に応じた保育が実施</u>できるよう努めます。」</p>
	<p>保育現場関係者からの意見、要望等はどのような形で聞きましたか。</p>	<p>計画の策定にあたっては、前計画をベースに、障がい者(児)団体の意見・要望、障がい者施策推進委員会での検討、障がい福祉関連データや改正法令等に基づき行っています。</p> <p>今後、令和3年度から5年度までの計画期間における、具体的な計画の推進にあたり、児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所を含む保育現場関係者等と協議・連携を図ってまいります。</p>

<p>第 5 章</p>	<p>P78 (4)学校教育の充実</p>	<p>人権教育の1つに「性教育」を特別支援学校・市内の小中学校で行ってほしい。</p>	<p>特別支援学校は、県の管理下となりますので、指導の状況は把握しておりませんが、本市公立小・中学校においては、国の学習指導要領の範囲内で、子ども達の発達の段階に応じ、性に関する指導を行っております。</p> <p>しかしながら、幼児や児童生徒、障がい者等への性犯罪については、大きな社会問題になっていることに鑑み、この度ご提案頂きました御意見や資料等については、今後の指導の参考にさせていただきます。</p>
	<p>P78 No.106 就学・教育相談の充実</p>	<p>「一人一人に適した教育が受けられるよう、就学相談など活動の充実を図ります。」とありますが、例えば、歩行が困難な場合は支援員等の支援はできるのでしょうか。</p>	<p>夏や秋に実施する就学相談会のほか、必要に応じて個別相談会を実施し、個に応じた適切な就学に向けて助言を行っております。支援を必要とする児童生徒の実態を踏まえ、支援員を配置してまいります。</p>
	<p>P82 6 経済的支援</p>	<p>P68「No.63 年金・手当制度の周知」を再掲するか、障害児福祉手当も加えた施策を追加してください。</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、施策 No.63 を P82 へ再掲いたします。</p>
	<p>P83 1 就労の場の確保</p>	<p>脳卒中の後遺症で高次脳機能障がいとなった方で、一般就労の休職期間中に就労系障害福祉サービスを利用して、勤務に戻ることを支援していくことを記してください。</p>	<p>高次脳機能障がいの方についても、P65 施策 No.45～47 の就労系障害福祉サービスを含む障害者総合支援法に基づく支援給付の対象であると認識しております。この部分については、障がいのある方全般について記しておりますの</p>

第 5 章			で、原案のとおりとさせていただきます。
	P87 No.136 文化活動支援 No.137 芸術・文化講座開催等事業 No.138 生涯学習講座の充実 P90 No.143 公共施設のバリアフリー化の推進	障害福祉会館は、駐車場が遠かったり、建物が古かったりで、障がい者にとって使い勝手が悪いので、障害福祉会館の機能を「くまびあ」に持ってきて欲しい。	障害福祉会館は、障がいのある方の活動支援のための施設であるため、ぜひ活用いただきたい施設ですが、熊谷市スポーツ・文化村「くまびあ」も、市民のための施設です。 両館とも、御意見御要望をお聞きしながら、みんなが集える、利用しやすい施設として、創意工夫してまいります。
		「くまびあ」の利用料について、無料になるのは生涯学習団体のみだと言われた。障がい者関係団体も無料で使えるようにしてほしい。	熊谷市スポーツ・文化村「くまびあ」では、「生涯学習活動団体登録制度」を設け、スポーツ、芸術、文化等の活動を行う団体を生涯学習活動団体として登録し、団体の情報を広く公開することにより、活動を広げたい団体と活動に参加したい市民を結び付け、生涯学習活動の充実を図っております。登録団体が施設を利用する際は、利用料の50%を減免しております。登録には要件がありますので、御相談ください。
P87 No.136 文化活動支援 No.137 芸術・文化講座開催等事業	知的障がい者の家族が安心して鑑賞できるファミリーコンサートを市主催で開催してはどうか。	毎年、「ウインドオーケストラ」を開催し、誰でも鑑賞しやすいコンサートとなるよう企画しておりますが、芸術・文化活動のさらなる充実について、先進地の取組を参考に、研究してまいります。	

資料	P114 2 障がい者団体の意見・要望等	掲載団体の簡単な紹介を掲載してください。	いただいた御意見を踏まえ、団体名称の後ろに紹介を掲載いたします。
	P115 2 障がい者団体の意見・要望等 No.13	「大宮の障害者交流センターのような施設を県北に作ってほしい」への回答が納得できない。ぜひ「くまびあ」で実現してほしい。	障害福祉会館は、障がいのある方の活動支援のための施設であるため、ぜひ活用いただきたい施設ですが、熊谷市スポーツ・文化村「くまびあ」は、規模が大きく、障がいのある方にも利用しやすい施設です。両館とも、御意見御要望をお聞きしながら、みんなが集える、利用しやすい施設として、創意工夫してまいります。
その他		ヘルパー（介護者）の養成について、施策の中に入れていくべきだ。	P58 施策 No.21 「専門的人材の育成・確保」で、介護人材や手話通訳者、要約筆記者などの専門的人材の育成、確保及び資質向上に努めることとしています。ヘルパーの養成につきましても、この施策において対応してまいります。
		徘徊のおそれのある高次脳機能障がい者も、熊谷市の「あんしん見守りシール」事業の対象にする、あるいは対象にすることを検討していくことを計画の中に記してください。	「あんしん見守りシール」は、現在、高齢者の事業として実施しておりますが、障がい者施策では、本計画の施策 No.154 「緊急時のヘルプマークやヘルプカード等の活用周知」にありますように、障がいや難病のある方や妊婦等が周囲の方に支援を求めるための「ヘルプマーク」や「ヘルプカード」を配布しておりますので、この施策において対応してまいります。